

シリーズ「オフィス環境の基準」

(その2) 照度の基準

●照度基準が 3 区分から 2 区分になりました

オフィスでの作業面の照度基準が、従来の 3 区分から 2 区分に変更されました。
事務所衛生基準規則第 10 条第 1 項で定められていて、守らないといけないものです。

改正前

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上

改正後

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300 ルクス以上
付随的な事務作業*	150 ルクス以上

※印が付けられている「付随的な事務作業」とは、字を読む必要がないものをいいます。
例えば、資料を袋詰めする作業などです。

●JIS の基準も参考になります

JIS(日本産業規格)には、
各種作業での推奨照度もあります。
「JIS Z 9110」に定められています。
上記の事務所衛生基準規則のような
守らないといけないものではなく、
「推奨」されているものです。

領域、作業又は活動の種類		$\bar{E}_m$ (lx)※
作業	設計、製図	750
	キーボード操作、計算	500
執務空間	設計室、製図室	750
	事務室	750
	役員室	750
	診察室	500
	印刷室	500
	電子計算機室	500
	調理室	500
	集中監視室、制御室	500
	守衛室	500
	受付	300
共用空間	会議室、集会室	500
	応接室	500

●照度はどうやってはかる？

照度は「照度計」ではかります。通販で数千円くらいです。
照度の単位は「ルクス(lx)」です。数値が高いほど明るい状態です。

